

投資信託説明書(交付目論見書)

2013年10月17日

通貨選択型エマージング・ボンド・ファンド

- エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)
- エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)
- エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)
- エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース(毎月分配型)
- エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)
- エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型)
- エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型)

追加型投信／海外／債券

- エマージング・ボンド・ファンド(マネープールファンド)

追加型投信／国内／債券

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のインターネットホームページに掲載しております。また、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

委託会社等の情報

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

大和住銀投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第353号

<受託会社> [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

委託会社への照会先

インターネットホームページ

<http://www.daiwasbi.co.jp/>

お電話によるお問い合わせ先

受付窓口:(電話番号) 0120-286104

受付時間: 午前9時から午後5時まで(土、日、祝日除く。)

以下、本書により募集を行うファンドを総称して「各ファンド」といいます。また、本書により募集を行うファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といい、必要に応じて各ファンドを以下のように表示することがあります。

| | |
|--------------------------------------|-----------------------|
| エマーシング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型) | :円コース(毎月分配型) |
| エマーシング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型) | :豪ドルコース(毎月分配型) |
| エマーシング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型) | :ニュージーランドドルコース(毎月分配型) |
| エマーシング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース(毎月分配型) | :ブラジルリアルコース(毎月分配型) |
| エマーシング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型) | :南アフリカランドコース(毎月分配型) |
| エマーシング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型) | :トルコリラコース(毎月分配型) |
| エマーシング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型) | :中国元コース(毎月分配型) |
| エマーシング・ボンド・ファンド(マネープールファンド) | :マネープールファンド |

また、各ファンドおよび下記のファンドを総称して「通貨選択型エマーシング・ボンド・ファンド」といいます。

エマーシング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)
 エマーシング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)

*上記以外のファンドが今後追加されることがあります。

<委託会社の情報>

委託会社名:大和住銀投信投資顧問株式会社
 設立年月日:1973年6月1日
 資本金:20億円(2013年8月末現在)
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:2兆5,416億円(2013年8月末現在)

| | 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|-----------------------|---------|--------|---------------|----------------------|----------|--------|--------------|-----------|
| | 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| ■円コース(毎月分配型) | 追加型 | 海外 | 債券 | その他資産(投資信託証券(債券 一般)) | 年12回(毎月) | エマーシング | ファンド・オブ・ファンズ | あり(フルヘッジ) |
| ■豪ドルコース(毎月分配型) | | | | | | | | なし |
| ■ニュージーランドドルコース(毎月分配型) | | | | | | | | |
| ■ブラジルリアルコース(毎月分配型) | | | | | | | | |
| ■南アフリカランドコース(毎月分配型) | | | | | | | | |
| ■トルコリラコース(毎月分配型) | | | | | | | | |
| ■中国元コース(毎月分配型) | | | | | | | | |
| ■マネープールファンド | 追加型 | 国内 | 債券 | その他資産(投資信託証券(債券 一般)) | 年2回 | 日本 | ファミリーファンド | — |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

■この目論見書により行うエマーシング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)、エマーシング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)、エマーシング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)、エマーシング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース(毎月分配型)、エマーシング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)、エマーシング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型)、エマーシング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型) およびエマーシング・ボンド・ファンド(マネープールファンド)の募集については、発行者である大和住銀投信投資顧問株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成25年4月16日に関東財務局長に提出しており、平成25年4月17日にその届出の効力が生じております。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

■請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。

■ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みくださいますようお願い申し上げます。

ファンドの目的

- ◆各ファンド(マネープールファンドを除く)
信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ◆マネープールファンド
安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

1 各ファンド(マネープールファンドを除く)は、主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

- 各ファンド(マネープールファンドを除く)は、ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「TRP Global Emerging Markets Bond Fund(以下、「グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」、または「GEMBF」)」と国内籍の親投資信託の「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」へ投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
- 各ファンド(マネープールファンドを除く)におけるグローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドへの投資比率は、原則として高位を保ちます。
※当ファンドの信託期間が終了する数ヵ月程度前からは、キャッシュの保有比率を高くすることがあります。また、ファンドの資産規模等によっては、投資比率が高位とならない場合もあります。
- グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドは、主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を主要投資対象とします。
※グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドにおける米ドル以外の通貨建ての資産への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。ただし、この場合は当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。
※グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドにおける事業債への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。
- グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドは、T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが運用を行います。キャッシュ・マネジメント・マザーファンドは、大和住銀投信投資顧問が運用を行います。

T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの概要

同社(所在地:英国ロンドン)は、米国T.ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループの代表的な会社であるT.ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、1937年に設立された会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。T.ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの親会社であるT.ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S&P500インデックスの採用銘柄です。T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、T.ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

- ◆マネープールファンド
 - マネープールファンドは、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
※マネープールファンドへの取得申込みは、マネープールファンドを除く通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドのファンドからスイッチングした場合に限定します。また、通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドに新たなファンドが追加された場合は、当該ファンドがスイッチングによるお買付対象ファンドに追加されることがあります。
※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2 為替取引手法の異なる7つのコースとマネープールファンドがあり、各ファンド間でスイッチングが可能です。

- マネープールファンドへの取得申込みは、マネープールファンドを除く通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドのファンドからスイッチングした場合に限定します。

※通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドについては、上記8ファンド以外のファンドもあります。また、今後新たなファンドが追加されることがあります。

※販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

※販売会社によっては、スイッチングのお取扱いがない場合があります。

※通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドのファンドのお取扱いおよびスイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

3 各ファンド(マネープールファンドを除く)は、毎月の決算時に収益の分配を目指します。

- 各ファンド(マネープールファンドを除く)の決算日は毎月16日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配のイメージ

各ファンド(マネープールファンドを除く)



◆ マネープールファンド

マネープールファンドは、年2回の決算時に収益の分配を目指します。

- マネープールファンドの決算日は毎年1月、7月の16日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

下記は投資信託における「収益分配金に関する留意事項」を説明するものであり、当ファンドの分配金額や基準価額を示すものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

投資信託の純資産

分配金

(イメージ図)

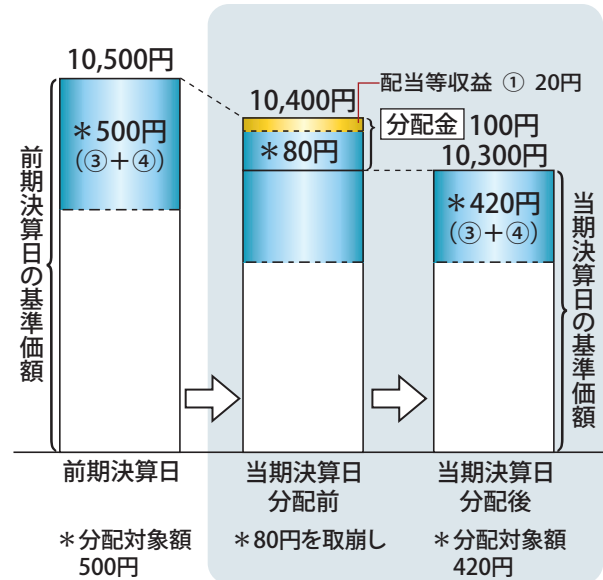
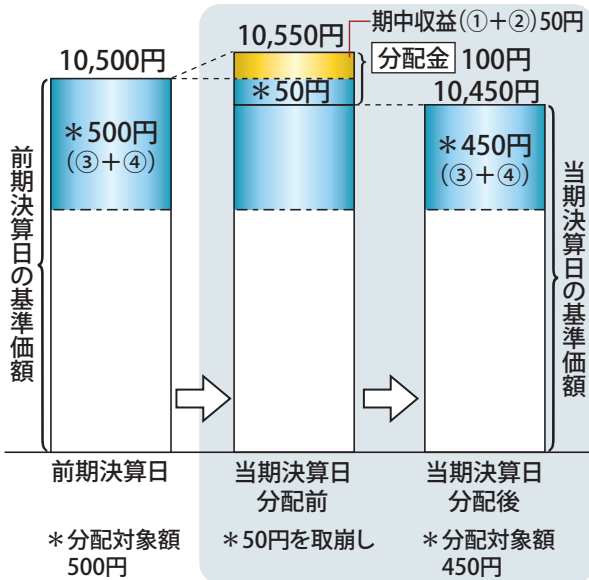
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金が計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

(イメージ図)

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

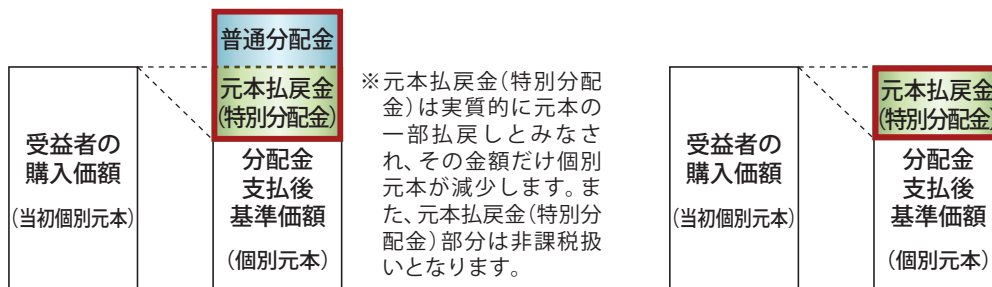
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(イメージ図)

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

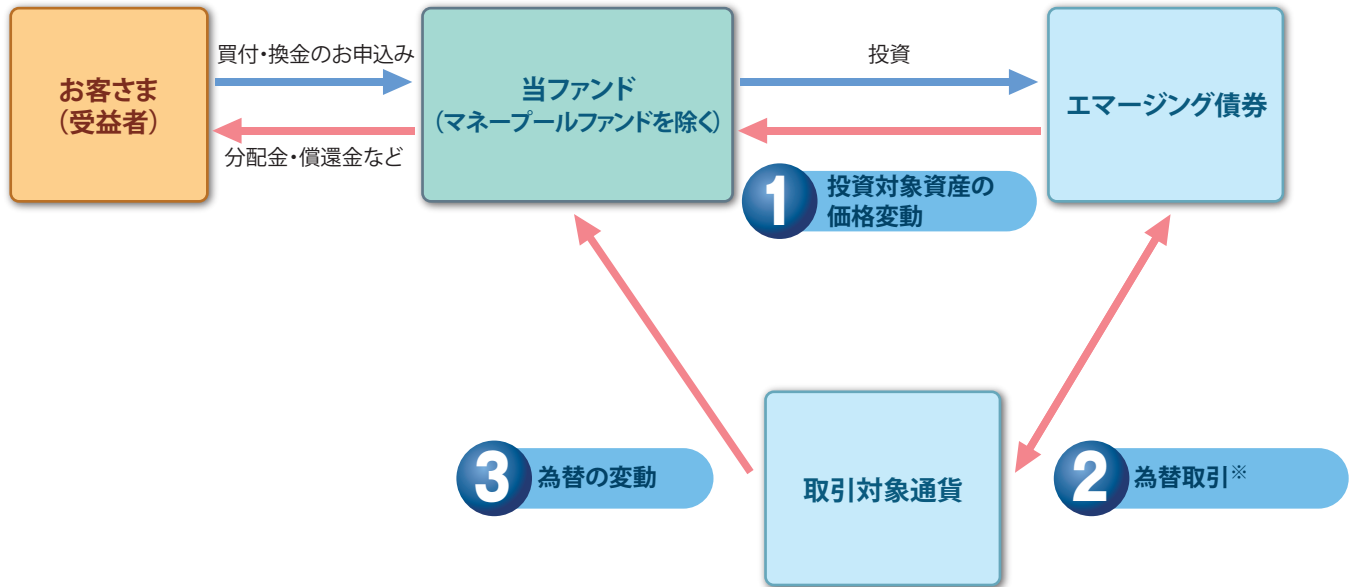
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- ◆ 当ファンド(マネープールファンドを除く)は主に米ドル建てのエマージング債券への投資に加えて、為替取引の対象として円以外に6つの通貨からも選択することができるよう設計された投資信託です。

当ファンド(マネープールファンドを除く)のイメージ図



※取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

- ◆ 当ファンド(マネープールファンドを除く)の収益の源泉は以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

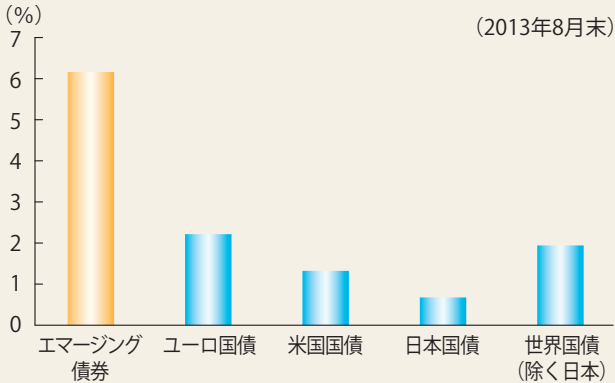
| 収益の源泉 | 収益を得られるケース | 損失やコストが発生するケース |
|----------------------------------|---|---|
| 1 エマージング債券の利息収入、値上がり/値下がり | 債券価格の上昇 金利の低下 債券の発行体の信用力上昇 | 債券価格の下落 金利の上昇 債券の発行体の信用力低下 |
| 2 為替取引によるプレミアム/コスト | プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利 | コスト(金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利 |
| 3 為替差益/差損 | 為替差益の発生 取引対象通貨に対して円安 | 為替差損の発生 取引対象通貨に対して円高 |

※円コース(毎月分配型)は、原則として対円での為替取引を行い為替変動リスクの低減に努めます。

※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上図のとおりにならない場合があります。

① エマージング債券への投資について

各債券の利回り比較



(出所) Bloombergのデータをもとに大和住銀投信投資顧問作成。
 ※エマージング債券: JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド、ユーロ国債: シティグループEMU国債インデックス、米国国債: シティグループ米国国債インデックス、日本国債: シティグループ日本国債インデックス、世界国債 (除く日本): シティグループ世界国債インデックス (除く日本) の各最終利回り。

エマージング債券インデックスの推移



(出所) Bloombergのデータをもとに大和住銀投信投資顧問作成。
 ※エマージング債券: JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド
 JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイドとは、JPモルガン社が公表する債券指数(米ドルベース)です。1993年12月31日より算出されています。ただし、当ファンドのベンチマークではありません。

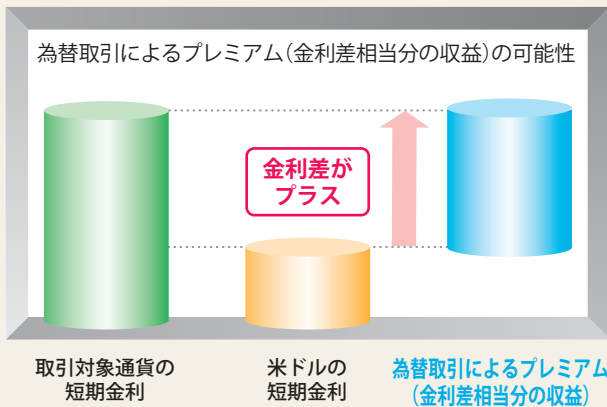
※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

② 為替取引によるプレミアム/コストについて

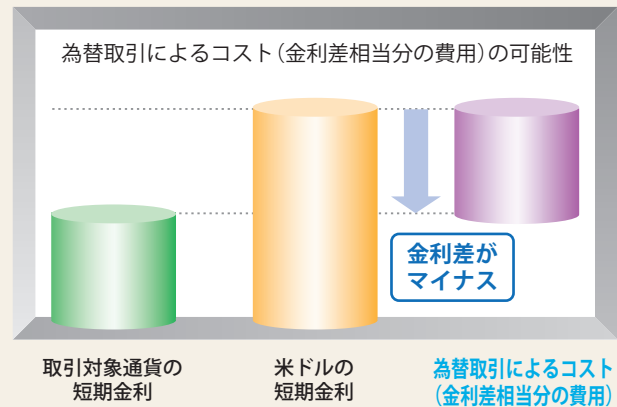
一般的に、米ドルと米ドルより高い金利の通貨で為替取引を行った場合、2通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、米ドルと米ドルより低い金利の通貨で為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

為替取引を活用した収益機会のイメージ

取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利の場合



取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利の場合

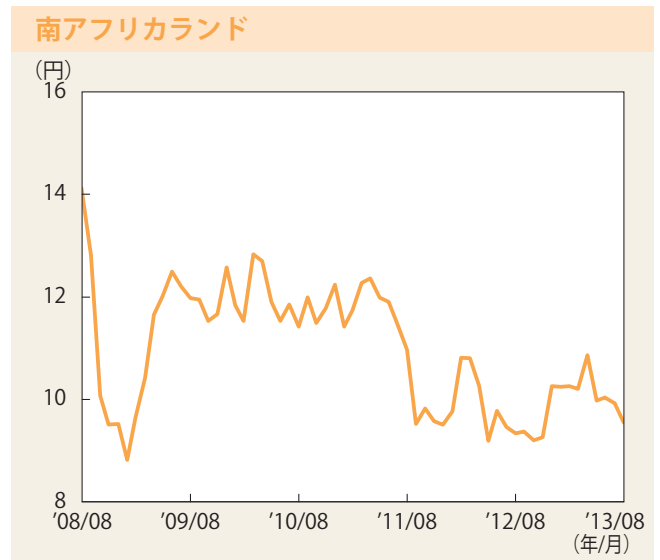
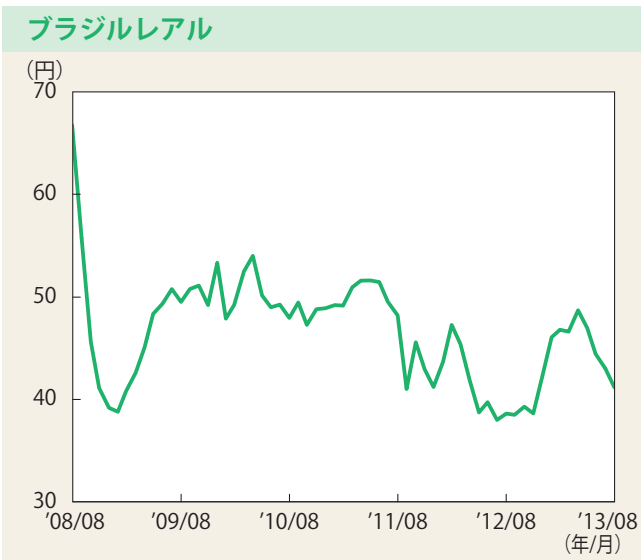
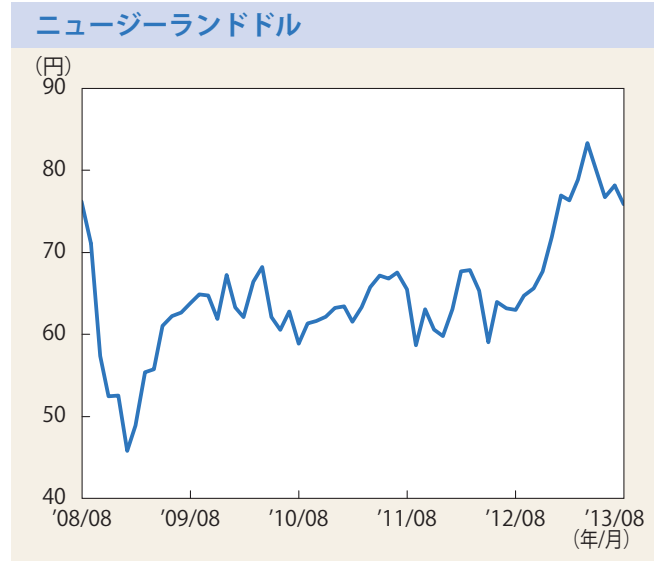
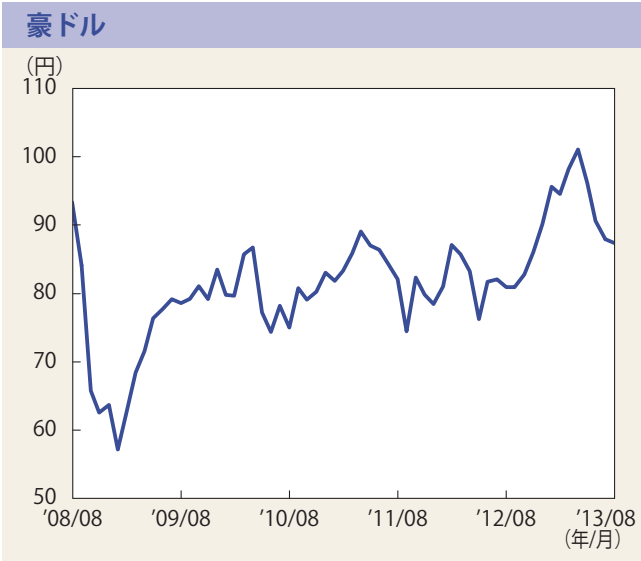


- 主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF(直物為替先渡取引)等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

※NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)とは、国外に資本が流出することを規制している等の状況下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で行う取引を行います。

③ 主要通貨の為替レート(対円)の推移について

(2008年8月末～2013年8月末)



(出所) Bloombergのデータをもとに大和住銀投信投資顧問作成。

※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

(追加的記載事項)

以下は、平成25年8月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドの概要

| ファンド名 | TRP Global Emerging Markets Bond Fund JPY Class TRP Global Emerging Markets Bond Fund AUD Class TRP Global Emerging Markets Bond Fund NZD Class TRP Global Emerging Markets Bond Fund BRL Class TRP Global Emerging Markets Bond Fund ZAR Class TRP Global Emerging Markets Bond Fund TRY Class TRP Global Emerging Markets Bond Fund CNY Class | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|------|---------|-----------|----------------------------------|-----------|------------------------------------|-----------|---|-----------|--|-----------|---|-----------|--------------------------------------|-----------|------------------------------------|
| 基本的性格 | ケイマン籍/外国投資信託受益証券/円建て | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運用目的 | 主に新興国の政府、政府機関等が発行または保証する米ドル建ての債券を中心に投資し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主要投資対象 | 新興国の政府、政府機関等が発行または保証する米ドル建ての債券を中心に投資します。また、外国為替予約取引等を活用します。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運用方針 | <p>1. 各ファンドは、主に米ドル建ての新興国の政府、政府機関等が発行または保証する債券を実質的な主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● デュレーションは、エマージング債券市場平均^(*)に対して±2年の範囲とします。 *エマージング債券市場平均とは、代表的な債券指数であるJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイドの数値をいいます。 ● ポートフォリオの平均格付けは、原則として、B-格相当以上とします。 ● 米ドル以外の通貨建ての資産への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。ただし、この場合は当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。 ● 事業債への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。 ● 政府以外の発行する同一発行体の債券への投資割合は、原則として、ファンドの純資産総額の10%以内とします。ただし、同一発行体の事業債への投資割合は、原則として、ファンドの純資産総額の3%以内とします。 ● キャッシュ運用目的や新興国債券市場の非常事態時等においては、米国公債およびAAA格相当以上の米ドル建ての公社債へ投資する場合があります。 <p>2. 各ファンドにおいて、組入れ資産の米ドル建て資産に対して以下の為替取引を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ファンド</th> <th>為替予約取引等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JPY Class</td> <td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。</td> </tr> <tr> <td>AUD Class</td> <td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、豪ドル買いを行います。</td> </tr> <tr> <td>NZD Class</td> <td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ニュージーランドドル買いを行います。</td> </tr> <tr> <td>BRL Class</td> <td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ブラジルリアル買いを行います。</td> </tr> <tr> <td>ZAR Class</td> <td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、南アフリカランド買いを行います。</td> </tr> <tr> <td>TRY Class</td> <td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、トルコリラ買いを行います。</td> </tr> <tr> <td>CNY Class</td> <td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 資金動向、市況動向、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> | ファンド | 為替予約取引等 | JPY Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。 | AUD Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、豪ドル買いを行います。 | NZD Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ニュージーランドドル買いを行います。 | BRL Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ブラジルリアル買いを行います。 | ZAR Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、南アフリカランド買いを行います。 | TRY Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、トルコリラ買いを行います。 | CNY Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。 |
| ファンド | 為替予約取引等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| JPY Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AUD Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、豪ドル買いを行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| NZD Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ニュージーランドドル買いを行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| BRL Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ブラジルリアル買いを行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ZAR Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、南アフリカランド買いを行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| TRY Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、トルコリラ買いを行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CNY Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資運用会社 | T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド (T. Rowe Price International Ltd) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運用開始日 | JPY Class/AUD Class/NZD Class/BRL Class/ZAR Class/TRY Class 2009年7月17日 CNY Class 2010年2月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会計年度 | 毎年3月末 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益の分配 | 原則毎月行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

ファンドの目的・特色

| | |
|-------------------|---|
| 管理報酬および その他費用等 | <p>管理報酬等：年0.09%（程度）</p> <p>上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドの信託財産から負担されます。</p> <p>上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額（約40,000米ドル）が設定されています。</p> <p>受託会社への費用として年間10,000米ドルがかかります。</p> <p>運用報酬はかかりません（運用会社の報酬は、各ファンド（マネープールファンドを除く）の委託者報酬から支弁されます。）。</p> <p>※上記の報酬等は将来変更になる場合があります。</p> |
| 申込手数料 | ありません。 |
| その他 | — |

T.ロウ・プライスにおけるエマージング債券運用プロセス



ファンダメンタル・
クレジット分析
(政治・経済情勢、
市場外要因等) /
現地調査 / 定量分析等

グローバル経済見通し等

リスク・リターン分析に
基づく国別配分等

セクター /
個別銘柄分析等

※上記のT.ロウ・プライスにおける運用プロセスは、今後変更されることがあります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの概要

| | |
|----------|---|
| ファンド名 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド |
| 基本的性格 | 親投資信託 |
| 運用基本方針 | 安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。 |
| 主要投資対象 | 本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <p>①本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。</p> <p>②資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。</p> |
| 主な投資制限 | <p>①株式への投資は行いません。</p> <p>②外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>③デリバティブ取引(有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。)の利用はヘッジ目的に限定しません。</p> |
| 投資信託委託会社 | 大和住銀投信投資顧問株式会社 |

主な投資制限

[各ファンド(マネープールファンドを除く)]

| 投資制限の対象 | 投資制限の内容 |
|--------------|--|
| ■有価証券 | 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。 |
| ■投資信託証券 | 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 |
| ■同一銘柄の投資信託証券 | 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 |
| ■外貨建資産 | 外貨建資産への直接投資は行いません。 |

[マネープールファンド]

| 投資制限の対象 | 投資制限の内容 |
|-------------|---|
| ■株式 | 株式への実質投資は行いません。 |
| ■投資信託証券 | 投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |
| ■同一銘柄の転換社債等 | 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 |
| ■外貨建資産 | 外貨建資産への実質投資は行いません。 |

*有価証券先物取引等、スワップ取引および金利先渡取引は投資信託約款の範囲で行います。

- 当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

各ファンド(マネープールファンドを除く)

| | |
|------------|---|
| 流動性リスク | <p>実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。</p> |
| 金利変動に伴うリスク | <p>投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。</p> |
| 信用リスク | <p>投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。</p> |
| 為替リスク | <p>■各ファンド(円コース(毎月分配型)およびマネープールファンドを除く) 当ファンドは主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて、実質的に米ドル建て資産に対して米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が取引対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、取引対象通貨で完全に為替取引を行うことはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。</p> <p>なお、取引対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと取引対象通貨との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。</p> <p>■円コース(毎月分配型) 当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券において、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いの為替取引を行い、為替リスクを低減することに努めます。ただし、対円で完全に為替取引を行うことはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。</p> <p>また、円金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。</p> |
| カントリーリスク | <p>投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。</p> |

新興国への投資のリスク

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- ・政治体制の変化
- ・社会不安の高まり
- ・他国との外交関係の悪化
- ・海外からの投資に対する規制
- ・海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

マネープールファンド

| | |
|------------|--|
| 流動性リスク | 実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。 |
| 金利変動に伴うリスク | 投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。 |
| 信用リスク | 投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。 |

その他の留意点

・為替取引に関する留意点

各ファンド(マネープールファンドを除く)の主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF(直物為替先渡取引)等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。

また、取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替予約取引等ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

・クーリング・オフについて

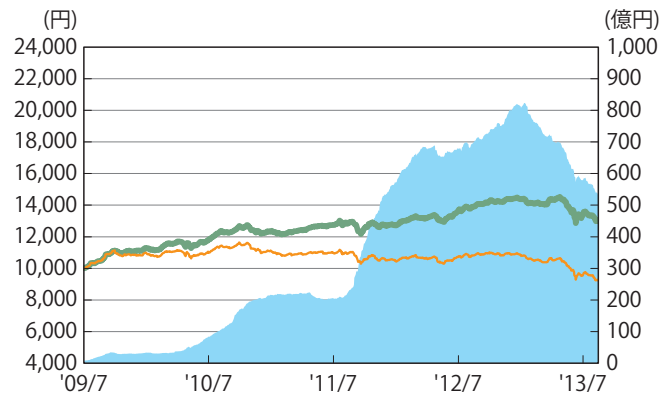
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

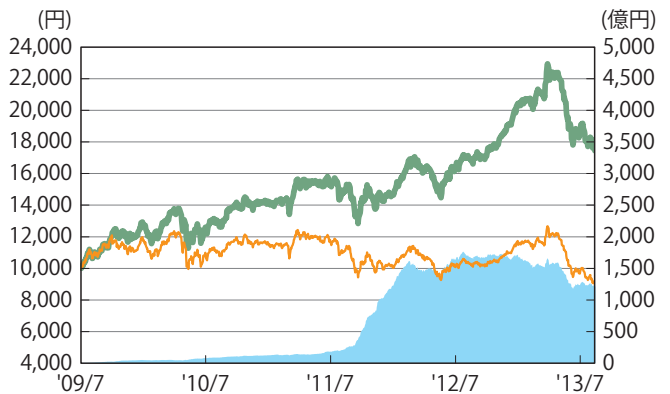
委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会(代表取締役社長を委員長とします。)は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。

基準価額・純資産の推移 (設定日 ~2013年8月30日)

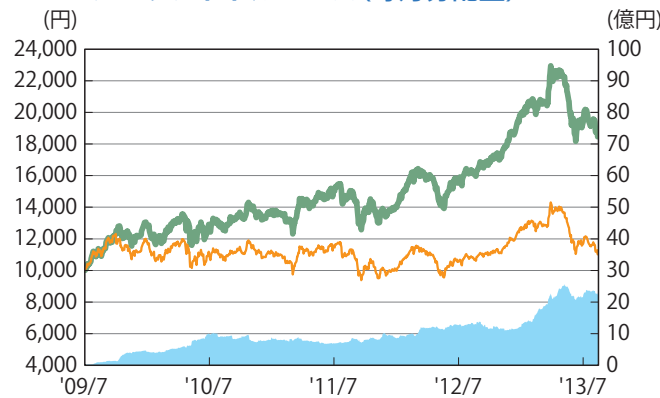
円コース(毎月分配型)



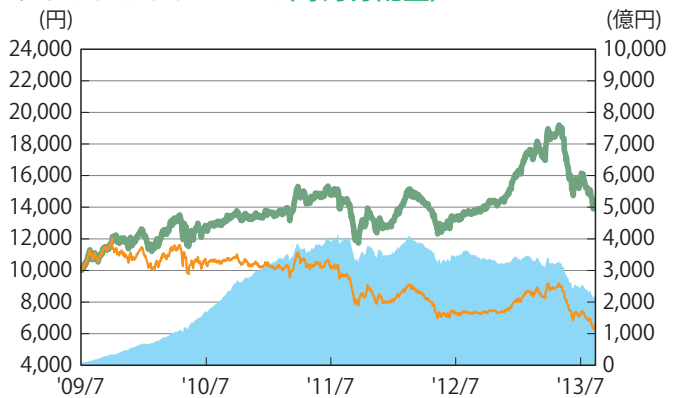
豪ドルコース(毎月分配型)



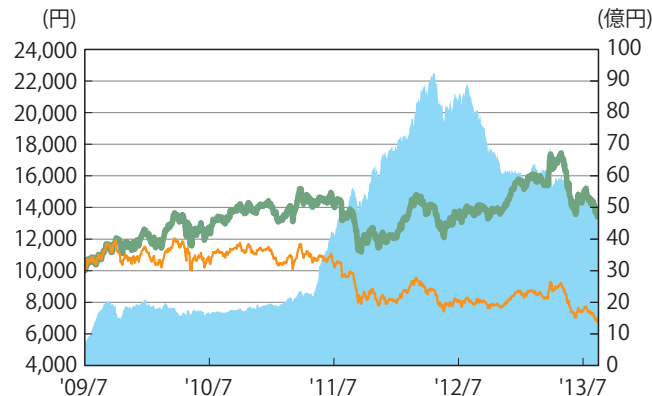
ニュージーランドドルコース(毎月分配型)



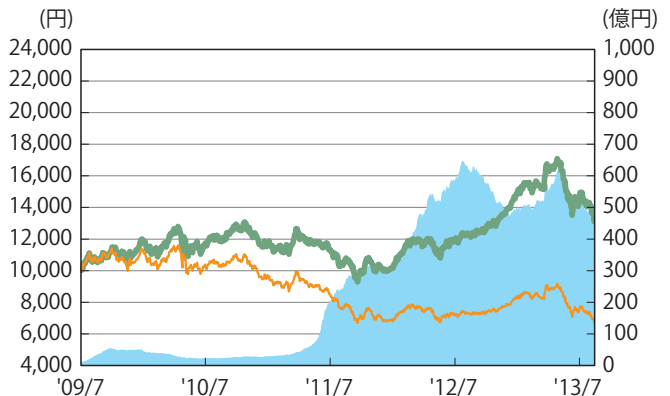
ブラジルリアルコース(毎月分配型)



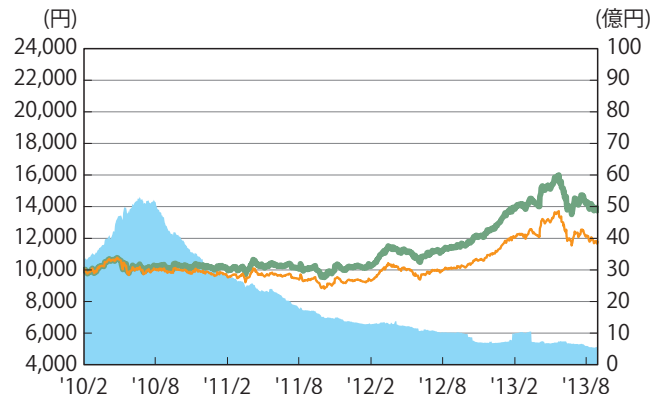
南アフリカランドコース(毎月分配型)



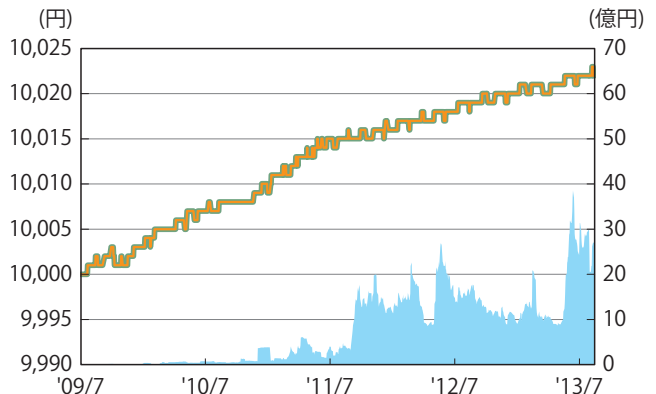
トルコリラコース(毎月分配型)



中国元コース(毎月分配型)



マネープールファンド



■ 純資産総額:右目盛 ■ 基準価額(信託報酬控除後):左目盛 ■ 基準価額(信託報酬控除後、税引前分配金再投資換算):左目盛

* 基準価額(信託報酬控除後、税引前分配金再投資換算)は、税引前の分配金を再投資したもとして計算しております。

分配の推移

| | 円コース (毎月分配型) | 豪ドルコース (毎月分配型) | ニュージーランドドルコース (毎月分配型) | ブラジルリアルコース (毎月分配型) | 南アフリカランドコース (毎月分配型) | トルコリラコース (毎月分配型) | 中国元コース (毎月分配型) | | マネープールファンド |
|----------|-----------------|-------------------|--------------------------|-----------------------|------------------------|---------------------|-------------------|----------|------------|
| 2013年 8月 | 80円 | 150円 | 110円 | 110円 | 100円 | 100円 | 40円 | 2013年 7月 | 0円 |
| 2013年 7月 | 80円 | 150円 | 110円 | 110円 | 100円 | 100円 | 40円 | 2013年 1月 | 0円 |
| 2013年 6月 | 80円 | 150円 | 110円 | 110円 | 100円 | 100円 | 40円 | 2012年 7月 | 0円 |
| 2013年 5月 | 80円 | 150円 | 110円 | 110円 | 100円 | 100円 | 40円 | 2012年 1月 | 0円 |
| 2013年 4月 | 80円 | 150円 | 110円 | 110円 | 100円 | 100円 | 40円 | 2011年 7月 | 0円 |
| 直近1年間累計 | 960円 | 1,800円 | 1,320円 | 1,320円 | 1,200円 | 1,200円 | 480円 | 設定来累計 | 0円 |
| 設定来累計 | 3,685円 | 7,320円 | 5,860円 | 7,440円 | 6,620円 | 5,870円 | 1,680円 | | |

*分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

円コース(毎月分配型)

| 投資銘柄 | 投資比率 |
|---|-------|
| TRP Global Emerging Markets Bond Fund JPY Class | 97.9% |
| キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 1.1% |

ニュージーランドドルコース(毎月分配型)

| 投資銘柄 | 投資比率 |
|---|-------|
| TRP Global Emerging Markets Bond Fund NZD Class | 97.5% |
| キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 1.2% |

南アフリカランドコース(毎月分配型)

| 投資銘柄 | 投資比率 |
|---|-------|
| TRP Global Emerging Markets Bond Fund ZAR Class | 98.0% |
| キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 1.2% |

中国元コース(毎月分配型)

| 投資銘柄 | 投資比率 |
|---|-------|
| TRP Global Emerging Markets Bond Fund CNY Class | 97.8% |
| キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 1.1% |

*投資比率は全て純資産総額対比

■参考情報(上位10銘柄)

グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

| | 投資銘柄 | 国名 | 種別 | クーポン | 償還日 | 投資比率 |
|----|---|-------|-------|--------|------------|------|
| 1 | RUSSIA | ロシア | 国債証券 | 7.500% | 2030/3/31 | 5.9% |
| 2 | PHILIPPINES | フィリピン | 国債証券 | 6.375% | 2034/10/23 | 2.3% |
| 3 | TURKEY | トルコ | 国債証券 | 7.000% | 2019/3/11 | 2.2% |
| 4 | BRAZILIAN GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND | ブラジル | 国債証券 | 7.125% | 2037/1/20 | 1.7% |
| 5 | PETROLEOS DE VENEZUELA S | ベネズエラ | 社債券 | 5.000% | 2015/10/28 | 1.6% |
| 6 | ESKOM HOLDINGS LIMITED | 南アフリカ | 政府機関債 | 5.750% | 2021/1/26 | 1.6% |
| 7 | TURKEY | トルコ | 国債証券 | 6.250% | 2022/9/26 | 1.6% |
| 8 | SERBIA | セルビア | 国債証券 | 7.250% | 2021/9/28 | 1.6% |
| 9 | UKRAINE | ウクライナ | 国債証券 | 6.580% | 2016/11/21 | 1.5% |
| 10 | RUSSIA | ロシア | 国債証券 | 5.000% | 2020/4/29 | 1.4% |

*投資比率はグローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドの純資産総額対比

*上位10銘柄は、2013年8月末現在(現地)

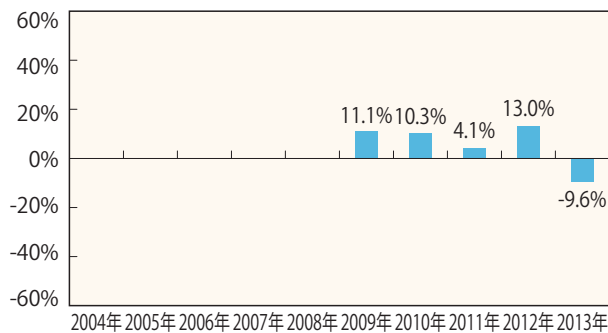
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

| | 投資銘柄 | 種別 | 投資比率 |
|----|------------|------|-------|
| 1 | 377 国庫短期証券 | 国債証券 | 14.5% |
| 2 | 314 2年国債 | 国債証券 | 10.9% |
| 3 | 382 国庫短期証券 | 国債証券 | 7.8% |
| 4 | 79 5年国債 | 国債証券 | 6.7% |
| 5 | 357 国庫短期証券 | 国債証券 | 5.6% |
| 6 | 309 2年国債 | 国債証券 | 3.3% |
| 7 | 374 国庫短期証券 | 国債証券 | 3.3% |
| 8 | 376 国庫短期証券 | 国債証券 | 3.3% |
| 9 | 384 国庫短期証券 | 国債証券 | 3.3% |
| 10 | 352 国庫短期証券 | 国債証券 | 3.3% |

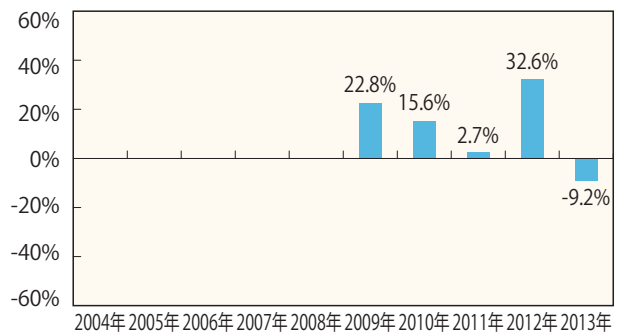
*投資比率はキャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

年間収益率の推移

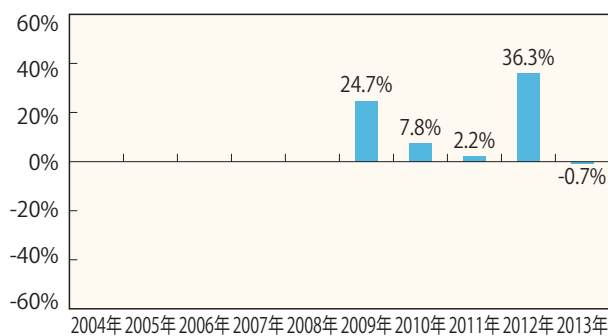
円コース(毎月分配型)



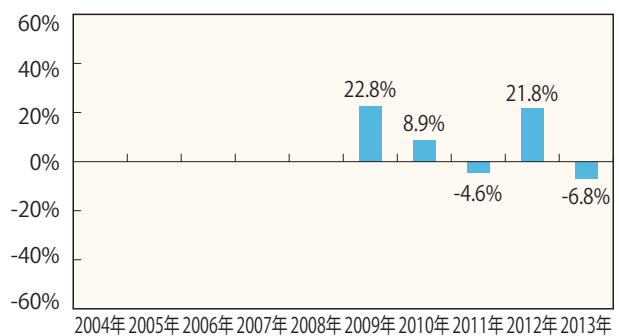
豪ドルコース(毎月分配型)



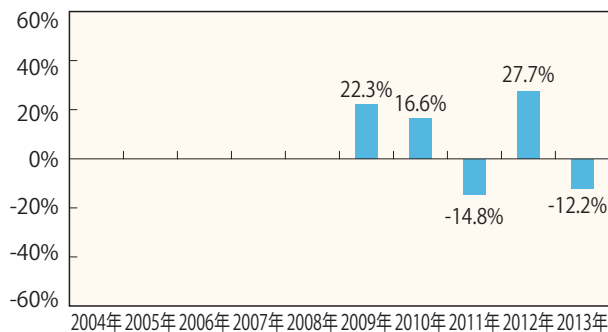
ニュージーランドドルコース(毎月分配型)



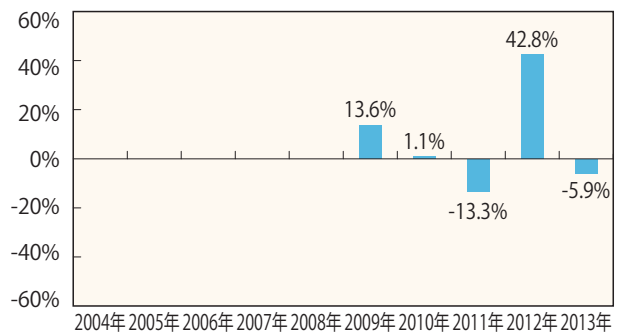
ブラジルリアルコース(毎月分配型)



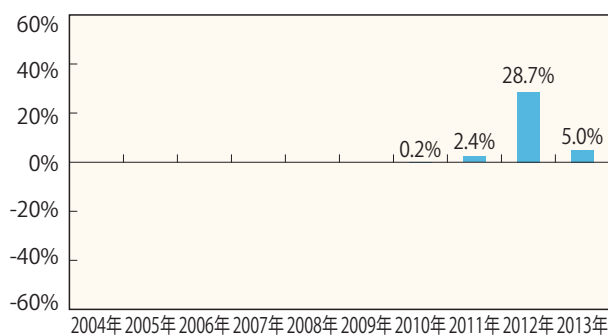
南アフリカランドコース(毎月分配型)



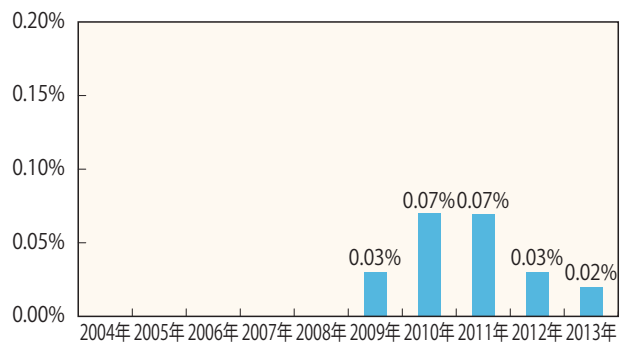
トルコリラコース(毎月分配型)



中国元コース(毎月分配型)



マネープールファンド



*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、各ファンド(中国元コース(毎月分配型)を除く)の2009年は当初設定日(2009年7月17日)から年末までの収益率、中国元コース(毎月分配型)の2010年は当初設定日(2010年2月1日)から年末までの収益率、2013年は8月末までの収益率です。

*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

*ファンドには、ベンチマークはありません。

・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | お申込みの販売会社までお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社の定める期日までにお支払いください。 |
| 購入申込について | 販売会社によっては一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。 |
| 換金単位 | お申込みの販売会社までお問い合わせください。 |
| 換金価額 | [各ファンド(マネーパブルファンドを除く)] 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 [マネーパブルファンド] 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。 |
| 購入・換金申込受付不可日 | 各ファンド(マネーパブルファンドを除く)につき、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合はお申込みできません。 |
| 申込締切時間 | 原則として午後3時までとします。 |
| 購入の申込期間 | 平成25年4月17日から平成26年4月16日までです。 (申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。) |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | [各ファンド(マネーパブルファンドを除く)] 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消することがあります。 [マネーパブルファンド] 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。 |
| 信託期間 | [各ファンド(中国元コース(毎月分配型)を除く)] 平成21年7月17日から平成31年7月16日までです(10年)。 [中国元コース(毎月分配型)] 平成22年2月1日から平成31年7月16日までです(約9年)。 |
| 繰上償還 | 各ファンド(マネーパブルファンドを除く)が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。 また、通貨選択型エマージング・ボンド・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。 |
| 決算日 | [各ファンド(マネーパブルファンドを除く)] 毎月16日(該当日が休業日の場合は翌営業日) [マネーパブルファンド] 毎年1月、7月の16日(該当日が休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | [各ファンド(マネーパブルファンドを除く)] 年12回の決算時に分配を行います。 [マネーパブルファンド] 年2回の決算時に分配を行います。 *分配金自動再投資型を選択された場合は、税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資されます。 |
| 信託金の限度額 | [各ファンド(マネーパブルファンドを除く)] 各々につき7,000億円 [マネーパブルファンド] 1兆円 |
| 公告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎年1月、7月の16日(休業日の場合は、翌営業日)の決算時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です(平成26年1月1日以降)。 当ファンドは、益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 |

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|-----------------|---|
| ■購入時手数料 | <p>[各ファンド(マネーパールファンドを除く)] 購入価額に3.15%^{*1}(税抜3.0%)を上限として販売会社毎に定めた率を乗じて得た額とします。 ※各ファンド(マネーパールファンドを除く)の購入時手数料(スイッチングの際の購入時手数料を含みます。)については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 *1 消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。</p> <p>[マネーパールファンド] ありません。 ※マネーパールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。 ※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。</p> |
| ■信託財産留保額 | <p>[各ファンド(マネーパールファンドを除く)] 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た額とします。 [マネーパールファンド] ありません。</p> |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| ■運用管理費用(信託報酬) | <p>[各ファンド(マネーパールファンドを除く)] 毎日、信託財産の純資産総額に年率1.554%^{*2}(税抜1.48%)を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 *2 消費税率が8%になった場合は、年率1.5984%となります。 <運用管理費用(信託報酬)の配分></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">当該ファンドの運用管理費用(信託報酬)</th> <th rowspan="2">投資対象とする 投資信託証券</th> <th rowspan="2">実質的な負担</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率0.85%(税抜)</td> <td>年率0.60%(税抜)</td> <td>年率0.03%(税抜)</td> <td>年率0.09%程度</td> <td>年率1.644%^{*3}(税込)程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当ファンドが投資対象とする投資信託証券では、管理報酬等が年率0.09%程度かかりますので、当ファンドにおける実質的な運用管理費用(信託報酬)は年率1.644%^{*3}(税込)程度です。ただし、投資対象の投資信託証券の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあります。 *3 消費税率が8%になった場合は、年率1.6884%となります。</p> <p>[マネーパールファンド] 毎日、各月の前月の最終5営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値(以下「コールレート」といいます。)に応じて、信託財産の純資産総額に年率0.63%^{*4}(税抜0.60%)以内の率を乗じて得た額とし、当該月の第1営業日の計上分より適用します。運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 *4 消費税率が8%になった場合は、年率0.648%となります。 <運用管理費用(信託報酬)の配分></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コールレート</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.00%以上</td> <td>年率0.27%(税抜)</td> <td>年率0.27%(税抜)</td> <td>年率0.06%(税抜)</td> <td>年率0.60%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>1.00%未満</td> <td colspan="3">純資産総額に上記の率を乗じて得た額を下記の比率で配分します。</td> <td>コールレートに0.60を乗じて得た率(税抜)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>45%</td> <td>45%</td> <td>10%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 当該ファンドの運用管理費用(信託報酬) | | | 投資対象とする 投資信託証券 | 実質的な負担 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 年率0.85%(税抜) | 年率0.60%(税抜) | 年率0.03%(税抜) | 年率0.09%程度 | 年率1.644%^{*3}(税込)程度 | コールレート | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 合計 | 1.00%以上 | 年率0.27%(税抜) | 年率0.27%(税抜) | 年率0.06%(税抜) | 年率0.60%(税抜) | 1.00%未満 | 純資産総額に上記の率を乗じて得た額を下記の比率で配分します。 | | | コールレートに0.60を乗じて得た率(税抜) | | 45% | 45% | 10% | |
|----------------------|---|---------------------|-------------------|------------------------------------|-------------------|--------|------|------|------|-------------|-------------|-------------|-----------|------------------------------------|--------|------|------|------|----|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|--------------------------------|--|--|------------------------|--|-----|-----|-----|--|
| 当該ファンドの運用管理費用(信託報酬) | | | 投資対象とする 投資信託証券 | 実質的な負担 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年率0.85%(税抜) | 年率0.60%(税抜) | 年率0.03%(税抜) | 年率0.09%程度 | 年率1.644%^{*3}(税込)程度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コールレート | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1.00%以上 | 年率0.27%(税抜) | 年率0.27%(税抜) | 年率0.06%(税抜) | 年率0.60%(税抜) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1.00%未満 | 純資産総額に上記の率を乗じて得た額を下記の比率で配分します。 | | | コールレートに0.60を乗じて得た率(税抜) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 45% | 45% | 10% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■その他費用・手数料 | <p>信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日、信託財産の純資産総額に年率0.0063%^{*5}(税抜0.0060%)以内の率を乗じて得た額とし、各ファンド(マネーパールファンドを除く)は各特定期末または信託終了時に、マネーパールファンドは各計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。その他、有価証券売買時の売買委託手数料、それらに対する消費税等相当額、組入資産の保管費用等は、取引または請求のつど、信託財産から支払われます。これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。 *5 消費税率が8%になった場合は、年率0.00648%となります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※当該手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|--------------|----------|--|
| 分配時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して10.147% |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10.147% |

- ・上記税率は平成25年12月31日まで適用されるものであり、平成26年1月1日以降、20.315%となる予定です。
- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments